

第3章 空家等対策の基本的な方針

1 基本理念

「緑と調和した安全・安心な生活空間のあるまち」

生活環境に関する問題は年々多様化しており、これに適切に対応するため、行政と町民が一体となった協働の取り組みが求められています。特に適正な管理が行われていない空家等は、周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼします。緑との調和を図りつつ、安全で安心な住環境整備を推進します。

2 計画区域及び対象とする空家等の種類

吉見町における計画区域は町内全域とします。また、対策の対象とする空家等の種類は、法第2条第1項で定義されている空家等とします。

ただし、空家等のうち、不動産業者等により事業用として適正に管理されているものは、原則として対象から除きますが、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしているものについては、本計画の対象とします。

3 取組方針

法第3条では、所有者等が、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の管理に努めることとされています。空家等も私有財産であり、所有者等が適切に管理することが原則です。

しかしながら、実際には空家等の所有者等が経済的な事情などから、その管理を十分に行っていない場合があります。

そこで、所有者等に第一義的な管理責任があることを前提にしながら、町民に最も身近な行政主体であり、空家等の状況を把握することが可能な町が、周辺環境に悪影響を及ぼしている空家等について、必要な対策を実施していくこととします。

4 対策の実施体制

空家等に関する相談に対して、総合窓口（農政環境課）を設け、空家等全般の相談に応じるほか、必要に応じて関係各課と調整し、迅速な対応に努めていきます。

対策の実施にあたっては、管理協定を締結している吉見町シルバー人材センター、行政区、各種関係団体と連携を図ります。

